

弘前市一般廃棄物処理基本計画改定に係る諮問事項(審議)

1. 新たな基本理念・基本方針について

(現行の基本理念及び基本方針)

【基本理念】

オール弘前体制で実現する「循環のまち弘前」

【基本方針1】3者連携・協働による3Rの推進(弘前3・3運動)

市民、事業者、行政の3者連携・協働のもと、それぞれに与えられた役割を果たし、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進を図ることにより、ごみの減量化・資源化を目指します。

特に、リサイクルよりも優先度が高い2R(リデュース・リユース)の取組を積極的に推進します。

【基本方針2】全ての市民・事業者による継続的な取組の推進

ごみの減量化・資源化を推進するため、市民・事業者の利便性や公平性を考慮するとともに、費用対効果を十分に分析した上で、全ての市民・事業者が継続できる取組を実施します。

【基本方針3】財政負担軽減に向けた効率的な処理体制の確立

将来の人口減少や施設の老朽化に備え、財政負担の軽減を目指し、効率的なごみ処理体制を検討・確立します。

(改定計画の基本理念及び基本方針)

改定計画では、「3. 中間評価と後期に向けた課題」を踏まえるとともに、「弘前市総合計画」の将来都市像「みんなで創り みんなをつなぐ あずましいりんご色のまち」やSDGs「目標 12:つくる責任つかう責任(持続可能な生産消費形態を確保する)」の理念などを考慮し、基本理念を以下のとおり定め、市民・事業者・行政の協働を軸としたごみの減量化・資源化を強力に推進します。

【基本理念】(案)

みんなで創る 持続可能な「循環のまち弘前」

【基本方針1】(案) 3者の協働を軸とした取組の実施

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任のもと協働しやすい環境を整え、市全体が一丸となつてごみ減量化・資源化に取り組む「市民運動」を展開します。

また、多くの市民・事業者が主体的に「市民運動」に参画できる取組を積極的に実施します。

【基本方針2】(案) ライフサイクル全体での適時で徹底した3Rの推進

市民・事業者・行政の協働のもと、ライフサイクル全体を通し、適時で徹底した3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進を図ることにより、ごみ減量化・資源化を目指します。

【基本方針3】(案) 財政負担軽減に向けた効率的な処理体制の確立

人口減少や施設の老朽化に備え、財政負担の軽減を目指し、効率的なごみ処理体制を検討・確立します。

2. 最終目標値の設定について

改定計画においては、現在実施している様々なごみ減量化・資源化策に加え、課題を先取りした市民運動の更なる展開を目指し、以下のとおり目標値を設定します。

1人1日当たりのごみ排出量（家庭系・事業系）及び1人1日当たりの最終処分量については、当初目標を据え置き、新たな基本理念のもと、強力に減量化施策を進めます。リサイクル率については、民間回収分を含めた「実質リサイクル率」を表示し、民間を含めた市全体の資源化活動を更に活性化させるための体制を整えていきます。

項 目	年 度	H30 (基準値)	R7 (当初目標)	R7 (改定目標)
	1人1日当たりのごみ排出量(g)		1,142	950
	家庭系ごみ(g)	724	670	670
	事業系ごみ(g)	419	280	280
リサイクル率(%)		9.5	25.0	-
実質リサイクル率(%) (参考値)		29.5	-	34.0
1人1日当たりの最終処分量(g)		138	100	100

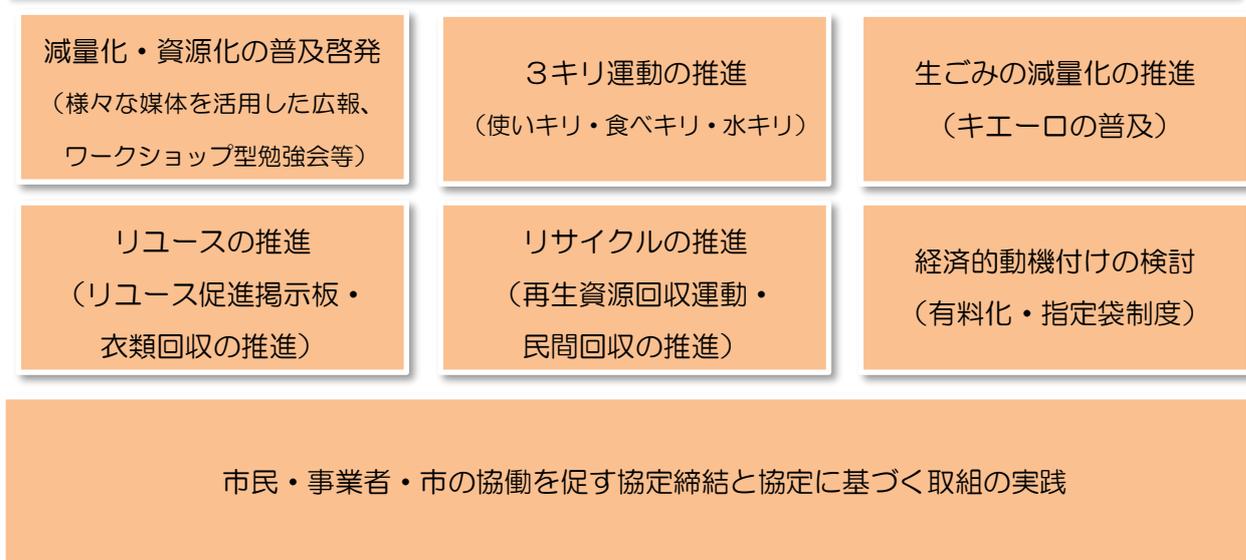
※実質リサイクル率は、県が行った「民間回収による資源化量の調査」の情報を基に、当市及び周辺市町村に事業所のある資源回収業者への搬入量を参考に算出した。

※実質リサイクル率（参考値）の目標は、県が第4次青森県循環型社会形成推進計画に定める目標値を参考に設定した。

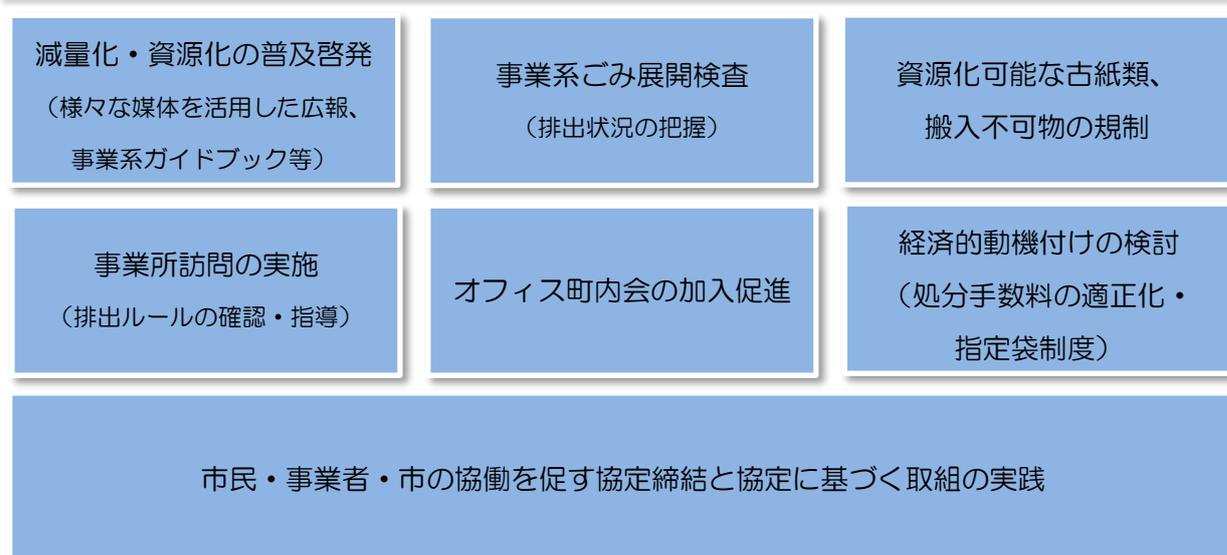
3. 更なるごみの減量化・資源化に向けた施策について

目標値達成のためには、市民、事業者、行政の各主体が、それぞれが担うべき役割を果たし、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を適時に実行していくことが必要です。一人ひとりがライフスタイルを見直し、更なる資源循環を進めるなど、環境に配慮した真に持続可能な地域づくりを進め、「あずましいりんご色のまち」の豊かな環境を次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

家庭系ごみに係る主な施策



事業系ごみに係る主な施策



市民の役割・取組【重点項目】

- ①3キリ運動の実践
- ②ミニ・キエーロの普及・活用
- ③地域におけるごみ減量等活動への参加

事業者の役割・取組【重点項目】

- ①「拡大生産者責任の原則」、「自己処理責任の原則」の理解
- ②オフィス町内会の活用
- ③事業系ごみの分別の徹底と適正排出

行政の役割・取組【新規・拡充・重点項目など】

○3Rの推進

■普及啓発施策

- ・「なごみ生活」などを通じたわかりやすい情報発信
- ・ワークショップ型勉強会などを通じた啓発活動
- ・「ミニ・キエーロ」普及による生ごみ減量

■ルールづくりによる施策

- ・焼却施設における展開検査と搬入規制による事業系ごみの排出適正化

■経済的動機付けによる施策

- ・事業系ごみの処分手数料の適正化等による自己処理責任の原則や排出ルールの徹底

■市民や事業者の協力による施策

- ・各市民団体・事業者団体等との協定締結による協働の強化
- ・オフィス町内会加入推進による古紙類の資源化

○ごみ処理体制の効率化

- ・ごみ処理広域化による効率的・安定的なごみ処理の維持